

会館等 貸出要領

1. 会館及び備品の使用は、①町会関係会合等 ②町会員 ③町会員以外の順で使用を優先する。
2. 町会員及び町会員以外の外部への備品持ち出しについては、都度使用の可否及び使用料金を相談して決定する。
3. 下記使用料は原則であって、使用者が町会員に限り特別な事情がある場合は、これを考慮することができる。
4. 申し込み先は、執行部役員(会長・副会長・総務・会計)とする。
5. 予約の取り消し、変更は、利用日の 2 日前までに予約を依頼した執行部役員に届ける。

会館及び町会所有物の使用料

		町会関係会合等	町会員	町会員以外
			個人・慶弔・クラブ・同好会・打ち合わせ等	個人・団体
会館	午前 9:00~12:00	無料	3,000 円	5,000 円
	午後 13:00~17:00		4,000 円	5,000 円
	夜間 18:00~21:00		4,000 円	5,000 円
	終日 9:00~21:00		8,000 円	10,000 円
備品		無料	無料	有料(都度相談)

平成31年4月25日現在